

幸手市告示第42号

幸手市八代地区地域計画の策定にあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定により当該計画（案）を公告し、次により縦覧に供する。

幸手市の住民で当該計画（案）に対して意見がある者は、縦覧期間内に市に意見書を提出することができる。

令和8年2月5日

幸手市長 木村純夫

- 1 幸手市八代地区地域計画（案）の縦覧期間
自 令和8年2月5日
至 令和8年2月19日
- 2 幸手市八代地区地域計画（案）の縦覧場所
幸手市役所建設経済部農業振興課窓口及び市ホームページ
- 3 意見書の提出について
 - (1) 提出先
幸手市役所建設経済部農業振興課
幸手市東4丁目6番8号
 - (2) 提出方法
意見書の提出は、所定の様式に必要事項を記入の上、提出先に直接又は郵送により行うこと。
 - (3) 注意事項
意見書の対象は、当該計画（案）に係るものに限る。また、提出先、提出方法及び提出期限を遵守すること。
 - (4) 意見書の処理
提出された意見書については、要旨を取りまとめ、処理結果を公表する。

地域計画 (案)

策定年月日	令和7年2月26日
更新年月日	令和8年 月 日 (第1回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	幸手市 (11240)
地域名 (地域内農業集落名)	八代地区 <small>(上戸、安戸上、安戸中、安戸下、中原、浮合、吉野本田、吉野新田、天神島本田、天神島中坪、天神島新田、天神島くつわ瀬、吉岡、平須賀上株、平須賀中株、平須賀下株、赤木、外郷内、神廟上、神廟東、平野本田、平野新田、中野、長間本田、長間新田、蛭子)</small>

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	408.54 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	408.54 ha
② 田の面積	362.54 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	46.00 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	33.51 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	79.80 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	190.00 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	24.98 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本地域は、市の中央部に位置する水田地帯で水稻を中心に作付が行われている。多くの担い手が混在し、農地の集約化に向けては担い手同士の連携が必要であるため、地域協議を重ねながら目標地図の実現を目指していく。
また、畑作農家の減少により狭小地等の担い手がない状況であるため、新規参入や既存農業者の支援をしながら地域内の農地全体をカバーできる体制を目指していく。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

担い手の農地の集積・集約化の意向が高いため、農地所有者に対し農地中間管理事業の活用を進めるとともに補助事業等を活用し、圃場の大区画化など耕作がしやすい環境整備を行い、水田を中心とした担い手への農地の集約を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
規模拡大を目指す農業者に、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を図ることを基本としつつ、自作を含め、多様な担い手による農用地の有効利用を目指す。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	29.07	%	将来の目標とする集積率
			48.61 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地の大半を水田が占めており、一部地域では集団化が可能であることから、機構集積協力金等を活用した基盤整備事業等を活用し、より効率的な営農ができるよう圃場の大区画化を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
多面的機能支払交付金活動組織を中心に地域一体となり、将来の農地利用の姿を考え、農地中間管理事業の利用を促進し、計画的に担い手への農地の集積・集約化を促進することを地域の共通認識として定着を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方法
担い手の農地中間管理事業の利用意向は高まっているが、農地所有者の制度の認知率が低く利用率が低い状況であるため、担い手と市が連携し利用率の向上を目指していく。
(3)基盤整備事業への取組
規模拡大を目指す農業者への農地の集積・集約を図るため、機構集積協力金等を活用した基盤整備事業を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
幸手市農業技術銀行運営協議会にて定めた農作業委託にかかる基準単価を参考に埼玉みずほ農業協同組合や地域内の農作業受託希望者と相談し作業を依頼することで、遊休農地発生を防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

②有機農業や化学肥料・化学合成農薬の使用を低減した農作物の栽培の取組拡大を推進していく。
 ⑦神扇落土地改良区、多面的機能支払交付金活動組織(外郷内前排水路管理組合、長間排水路管理組合、戸島地区環境保全協議会)を中心とした、地域で農地や農業用排水路の保全・管理等を推進していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和15年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農	南神扇農業機械化センター	水稲	81.81 ha	ha	水稲	81.81 ha	ha	A	
認農	(合)EnokiRice	水稲	3.50 ha	ha	水稲	3.50 ha	ha	B	
認農	小林 裕治	水稲	7.69 ha	ha	水稲	18.55 ha	ha	C	
認農	植竹 孝和	水稲	1.47 ha	ha	水稲	26.36 ha	ha	D	
認農	増田 隆司	水稲	2.84 ha	ha	水稲	6.53 ha	ha	E	
認農	田中 憲一	水稲	8.59 ha	ha	水稲	10.51 ha	ha	F	
認農	藤倉 和彦	水稲	12.65 ha	ha	水稲	46.67 ha	ha	G	
利用者	張ヶ谷 一幸	水稲	0.23 ha	ha	水稲	4.65 ha	ha	H	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		118.78 ha	0 ha		198.58 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

八代地区 目標地図



この目標地図は、高齢化や後継者不在等の理由により現在耕作を行っている方が耕作を継続できなくなった場合に受け手として耕作を行う地域農業の担い手を示したものです。
あくまで計画であり、これにより農地の権利が移動したりするものではありません。
また、受け手が示されている農地であっても、農地の状況や耕作者の都合により耕作を担うことができないこともあります。

凡例

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H

今後検討していく農地

100 200 300 m

1:20000

